

# 令和3年度 就学援助制度のお知らせ



山口県教育委員会

本市では、小・中学校に就学するお子様が義務教育を円滑に受け、学校で楽しく勉強できるよう、文房具や教材、給食費など就学に要する費用の援助を行っています。

この制度の利用を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、お申込みください。

**※毎年申請が必要です！**昨年度認定の方も、必ず令和3年度の申請をしてください。

## 対象者要件(どんな世帯が対象になるの?)

小・中学校に在籍している児童生徒の世帯が次の①～③のいずれかに該当する場合

**※年度途中に要件を失った場合は、学校教育課へお知らせください。以降の支給を停止します。**

- ① 申請時に次のいずれかに該当する方
  - ・児童扶養手当を受給している方
  - ・令和3年度の市民税が非課税または減免されている方(条件有)
  - ・個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかが減免されている方
  - ・世帯の被保険者全員の国民年金保険料が全額免除されている方
  - ・生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会の制度)を受けている方
  - ・生活保護を受けていたが最近停止または廃止になった方
- ② ①以外の方で、収入要件による認定基準を満たす方(裏面「認定基準額の目安」参照)
- ③ ①、②以外の方で、今年になって、病気・失業等により収入が激減された方

## 申請に必要なもの(何を持っていけば良いの?)

### 必ず必要なもの

◆申請者名義の預金通帳の口座番号

**※学校徴収金に未納が生じた場合には、就学援助費を学校長口座への支払いに切り替えさせていただきます。**

◆申請者の個人番号が分かるもの(マイナンバー〔個人番号〕カード、マイナンバー〔個人番号〕通知書など)

◆本人確認書類(窓口に来られた方のマイナンバー〔個人番号〕カード、運転免許証、旅券、住基カードなど)

◆代理人が窓口申請に来られる場合は、代理権の分かるもの(委任状、申請者の本人確認書類など)

以下に該当する場合に必要なもの(「対象者要件」の証明に要する書類)

①に該当する場合(以下の内、該当する要件を確認できる書類のコピー)

◆児童扶養手当証書 ◆令和3年度市民税減免決定通知(詳しくはお問い合わせください)

◆個人事業税、固定資産税、国民健康保険料のいずれかの減免決定通知 ◆国民年金保険料免除通知(世帯の被保険者全員分) ◆生活福祉資金を受けていることがわかる書類

②に該当する場合

・令和3年1月1日時点で、他市にお住まいだった方は、令和2年中の収入が確認できる書類(令和3年度所得課税証明書)を後日提出してください。

・平成30年度から確定申告書の写しの提出は不要になりました。

③に該当する場合 詳しくはお問い合わせください。

## 申請受付期間等(いつ、どこで申請するの?)

(1) 受付期間 令和3年3月15日(月)～4月7日(水) 土・日、祝日を除く

※ 上記受付期間以外も、年度内は随時申請を受付けていますが、**申請書を受理した月からの支給対象**となります。

《例》4月8日(木)～4月30日(金)までに申請された場合: 4月からの認定となります。

5月6日(木)～5月28日(金)までに申請された場合: 5月からの認定となります。

※ 新入学学用品費は、4月30日(金)までに申請された新1年生のみが支給対象です。

(2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

4月1日(木)～4月7日(水)は、学校教育課で受付の場合 午前8時30分～午後7時まで

(3) 申請場所

<山口県教育委員会事務局> **※地域交流センターでは受付をしていません**

学校教育課	山口市中央5丁目14番22号	TEL: 083-934-2862
小郡総合支所総合サービス課	山口市小郡下郷609番地1	TEL: 083-973-8145
秋徳総合支所総合サービス課	山口市秋徳東6570番地1	TEL: 083-984-8023
阿知須総合支所総合サービス課	山口市阿知須2743番地	TEL: 0836-65-4114
徳地総合支所総合サービス課	山口市徳地堀1744番地	TEL: 0835-52-1121
阿東総合支所総合サービス課	山口市阿東徳佐中3417番地2	TEL: 083-956-0994

【お問い合わせ】山口市中央五丁目14-22 山口県教育委員会事務局学校教育課

☎学務担当: 083-934-2862



## 認定基準額の目安(認定される基準の収入はどのくらい?)

基準額は、お子さまと生計同一の人数、年齢などにより異なりますが、下表をおよその目安としています。  
 単身赴任等の場合も生計同一として計算します。なお、個別の基準額については、お答えできかねますので御了承ください。  
**※認定基準額は変更される場合があります。**

【モデル世帯の認定基準額】※前年中の世帯収入が下記の金額未満である区分に該当することとなります。(単位:円)

区 分	区分1	区分2	区分3
5人家族 父39歳、母35歳、中1、小5、就学前(4歳)	3,949,296	4,556,880	5,680,908
4人家族 父39歳、母35歳、小5、就学前(4歳)	3,185,316	3,675,360	4,581,948
3人家族 父39歳、母35歳、小5	2,764,008	3,189,240	3,975,912

## 援助の内容(どんな費用が対象になるの?) 下記の金額は予定額です。

(単位:円)

	区分1				区分2				区分3	
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校	中学校
	1年	2~6年	1年	2~3年	1年	2~6年	1年	2~3年	全学年	
給食費	実費				実費の2分の1				実費の2分の1	
学用品費	16,300		27,900		-				-	
新入学学用品	51,060	-	60,000	-	51,060	-	60,000	-	-	
修学旅行費	実費 (21,890以内)		実費 (60,910以内)		実費 (21,890以内)		実費 (60,910以内)		-	
校外活動泊無	実費 (1,600以内)		実費 (2,310以内)		-				-	
校外活動泊付	実費 (3,690以内)		実費 (6,210以内)		-				-	
医療費	実費				実費				実費	

※区分1には、対象者要件①、③の対象者を含みます。( )は支給上限額。

※生活保護受給中の方は、修学旅行費・医療費のみが援助の対象となります。

★**新入学学用品費**…小学校6年生である児童の就学援助費の申請は新入学学用品費の入学前支給の申請を兼ねており、中学校1年生の欄にある新入学学用品費が中学校入学前の時期に前倒して支給されます。なお、入学前に支給を受けられた場合、中学校1年生の時には支給はありません。

★**修学旅行費・校外活動費**…この制度の申請を実施日までされている方が支給対象となります。

★**医療費**…学校の健康診断において治療の指示を受けた次の疾病に限り、治療に係る自己負担分を援助します。

トラコーマ、結膜炎(感染性のものに限る)、白癬、疥癬及び膿かしん(とびひ)、中耳炎(滲出性を含む)、慢性副鼻腔炎(急性は対象外)、アデノイド、寄生虫病、う歯(むし歯) ※ただし、9月末までに初診を受けたものに限り

## Q&A(よくある質問)



- Q. 令和2年度に就学援助費を受給していますが、令和3年度も自動的に継続されますか?  
 A. **自動継続はされません。申請は毎年必要です**ので、令和2年度に受給されている方も必ず申請してください。
- Q. 申請はいつまで受け付けていますか?  
 A. 随時申請を受け付けていますが、**申請書を受理した月から支給対象**となります。4月中に申請されないと、4月分が支給されませんので、お早めにご申請ください。
- Q. 申請書は、事前に入手ができますか?  
 A. 申請場所に用意してありますが、山口市のホームページに「令和3年度申請書様式」は2月中旬から掲載しておりますので、そちらもご利用いただけます。**ただし、電子メール・郵送での申請受付はしていません。**
- Q. 申請には何を持っていく必要がありますか?  
 A. 「申請者名義の預金通帳の口座番号」、「個人番号が分かるもの」、「**本人確認書類(マイナンバー[個人番号]カード、運転免許証、旅券、住基カードなど)**」が必要です。  
 その他に必要なものは申請要件により異なりますので、表面の「申請に必要なもの」をご覧ください。
- Q. 「新入学学用品費の入学前支給」とは、どのようなものですか?  
 A. 小・中学校に入学を予定している児童の世帯に対し、入学の準備にお使いいただけるよう新入学学用品費を早い時期に支給するものです。